

令和7年8月28日

株式会社LAVA Internationalから申請があった
確約計画の認定について

消費者庁は、株式会社LAVA Internationalによる後記2の行為に係る景品表示法違反被疑事件において、確約手続に付することが適当であると判断し、令和7年8月4日、同法第30条の規定に基づき、同社に対し、確約手続に係る通知を行ったところ、同社から、同法第31条第1項の規定に基づき、確約計画の認定の申請がありました。消費者庁は、当該確約計画は、後記2の行為による影響を是正するために十分なものであり、かつ、その内容が確実に実施されると見込まれるものであると認め、本日、同条第3項の規定に基づき、当該確約計画を認定しました。

なお、本認定は、消費者庁が同社の後記2の行為が同法の規定に違反することを認定したものではありません。

1 申請者の概要

名 称 株式会社LAVA International
(以下「LAVA International」という。)
(法人番号 5011001044633)
所 在 地 東京都港区北青山一丁目2番3号
代 表 者 代表取締役 鷺見 貴彦
設立年月 平成17年4月
資 本 金 1000万円(令和7年8月現在)

2 違反被疑行為の概要(表示例: 別紙1から別紙3まで)

- (1) LAVA Internationalは、LAVA Internationalが運営する「フェイシャル専門サロンDanjoBi」と称する店舗及び「フェイシャル専門サロンMUQU」と称する店舗で提供する施術サービス(以下「本件役務」という。)を一般消費者に提供するに当たり、第三者に対して、「HOT PEPPER Beauty」と称するウェブサイト(以下「ホットペッパービューティー」という。)に掲載された各店舗のページ内の「口コミ」と称する各店舗の口コミ及び評価を示す箇所(以下「本件口コミ表示欄」という。)における「総合」、「雰囲気」、「接客サービス」、「技術・仕上がり」及び「メニュー・料金」の評価項目(以下「各評価

項目」という。)について、「★★★★★」(以下「星5」という。)の口コミを投稿することを条件に、当該第三者が次回店舗を利用する際に支払う施術料金から500円を割引くことを伝えることにより、当該第三者が星5の口コミを投稿したことで、令和6年2月頃から令和7年6月23日までの間、当該投稿による表示をしていた。

(2) LAVA Internationalは、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、LAVA Internationalの従業員が、本件口コミ表示欄において、各評価項目について、星5の口コミを投稿することにより、令和5年10月1日から令和7年2月13日までの間、当該投稿による表示をしていた。

(3) LAVA Internationalは、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和3年1月1日から令和6年11月21日までの間、ホットペッパービューティーに掲載された各店舗のページ内の「クーポンメニュー」と称するページで提供するクーポンにおいて、実際の提供価格に当該提供価格を上回る価格(以下「比較対照価格」という。)を併記することにより、あたかも、比較対照価格は、本件役務について通常提供している価格であり、実際の提供価格が当該通常提供している価格に比して安いかのように表示していたが、実際には、比較対照価格は、最近相当期間にわたって提供された実績のないものであった。

3 違反する疑いのあった法令の条項

景品表示法第5条(同条第2号及び第3号(ステルスマーケティング告示))

4 確約計画の概要

- (1) 前記2の行為と同様の行為を行わない旨を取締役全員により決定すること。
- (2) 前記2の行為の内容について一般消費者に周知徹底すること。
- (3) 前記2の行為及び同種の行為が再び行われることを防止するための各種措置を講じること。
- (4) 前記2(3)の行為を行っていた期間に対象のクーポンを利用した一般消費者に対し、支払われた料金の一部を返金すること。
- (5) 前記(1)から(4)までの措置の履行状況を消費者庁に報告すること。

5 確約計画の認定

消費者庁は、次のとおり、前記4の確約計画は景品表示法が規定する認定要件のいずれにも適合すると認め、当該確約計画を認定した。

(1) 措置内容の十分性

前記４の確約計画は、近時の景品表示法第５条の規定に違反すると認定された事案において命令された措置の内容を含んでいること、また、一般消費者の被害回復に資するものであること等を踏まえれば、措置内容の十分性を満たすと判断した。

(2) 措置実施の確実性

前記４の確約計画は、措置の内容ごとに実施期限を設けていること、また、消費者庁に対し、これらの措置の履行状況の報告をするものであること等を踏まえれば、措置実施の確実性を満たすと判断した。

【問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話：０３（３５０７）９２３９

ＵＲＬ：<https://www.caa.go.jp/>

別紙 1



[投稿日] 2024/4/28

総合 5 ★★★★★ 雰囲気 5 | 接客サービス 5 | 技術・仕上がり 5 | メニュー・料金 5





[投稿日] 2024/4/4

総合 5 ★★★★★ 雰囲気 5 | 接客サービス 5 | 技術・仕上がり 5 | メニュー・料金 5

約一年通ってますが、スタッフがとても綺麗で
私はお肌のことなにも知らなかったんですがアドバイスを毎回してくだりお肌がどんどん変わってきています。
また元々ニキビが沢山できておりそれが当たり前と思っていましたが定期的にマシーンを使う、ホームケア怠らないということができてい
ればここまで肌改善ができるのだと感謝でしかありません。

予約時のクーポン・メニュー エステ 【★5口コミ投稿で次回の500円OFF】会員様の口コミ投稿はこちら

からの返信コメント

いつもご利用いただきありがとうございます。

お肌が綺麗になっていただけた効果をご実感頂けてとても嬉しいです！！
これからもよりお肌が綺麗になって喜んで頂けるようお手伝いさせていただきます。
またのご来店お待ちしております。

新規	フェイシャル ブライダル その他	☆当店人気No.1☆《毛穴+小顔+保湿ケア》 ¥17380→¥3800 ¥3,800  ザラツキもたるみも改善したい！お悩み上位の[毛穴ケア]+[小顔ケア]どちらも叶う！ 【工程】最新肌診断→スチーマー+毛穴洗浄+マッサージ+EMSリフトUP+ヒアルロン酸導入 提示条件：予約時 利用条件：ご新規様【フェイシャル,毛穴,小顔,保湿】 有効期限：2024年09月末日まで	このクーポンで 空席確認・予約する +メニューを追加して予約
----	--	--	--

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（継続中の違反被疑行為に係る通知）

第二十六条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があると疑うに足る事実がある場合において、その疑いの理由となつた行為について、一般消費者による自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保する上で必要があると認めるときは、当該疑いの理由となつた行為をしている者に対し、次に掲げる事項を書面により通知することができる。ただし、措置命令に係る行政手続法第三十条の規定による通知又は第十五条第一項の規定による通知をした後は、この限りでない。

- 一 当該疑いの理由となつた行為の概要
- 二 違反する疑いのある法令の条項
- 三 次条第一項の規定による認定の申請をすることができる旨

（是正措置計画に係る認定の申請等）

第二十七条 前条の規定による通知を受けた者は、疑いの理由となつた行為及びその影響を是正するために必要な措置を自ら策定し、実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする措置（以下この条及び第二十九条第一項第一号において「是正措置」という。）に関する計画（以下この条及び同号において「是正措置計画」という。）を作成し、これを当該通知を受けた日から六十日以内に内閣総理大臣に提出して、その認定を申請することができる。

- 2 是正措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 是正措置の内容
 - 二 是正措置の実施期限
 - 三 その他内閣府令で定める事項
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その是正措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 是正措置が疑いの理由となつた行為及びその影響を是正するために十分なものであること。

二 是正措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

- 4 前項の認定は、文書によつて行わなければならない。
- 5 第三項の認定は、その名宛人に認定書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。
- 6 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その是正措置計画が第三項各号のいずれかに適合しないと認めるときは、これを却下しなければならない。
- 7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による処分について準用する。この場合において、第五項中「認定書」とあるのは、「不認定書」と読み替えるものとする。
- 8 第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る是正措置計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。
- 9 第三項から第七項までの規定は、前項の変更の認定について準用する。

(是正措置計画に係る認定の効果)

第二十八条 第七条第一項及び第八条第一項の規定は、内閣総理大臣が前条第三項の認定（同条第八項の変更の認定を含む。次条において同じ。）をした場合における当該認定に係る疑いの理由となつた行為については、適用しない。ただし、次条第一項の規定による当該認定の取消しがあつた場合は、この限りでない。

(是正措置計画に係る認定の取消し等)

第二十九条 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十七条第三項の認定を取り消さなければならない。

- 一 第二十七条第三項の認定を受けた是正措置計画に従つて是正措置が実施されていないと認めるとき。
- 二 第二十七条第三項の認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明したとき。
- 2 第二十七条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による同条第三項の認定の取消しについて準用する。この場合において、同条第五項中「認定書」とあるのは、「取消書」と読み替えるものとする。
- 3 第一項の規定による第二十七条第三項の認定の取消しがあつた場合において、当該取消しが第十二条第七項に規定する期間の満了する日の二年前の日以後にあつたときは、当該認定に係る疑いの理由となつた行為に対する課徴金納付命令は、同項の規定にかかわらず、当該取消しの日から二年間においても、することができる。

(既往の違反被疑行為に係る通知)

第三十条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があると疑うに足る事実が既になくなつている場合においても、その疑いの理由となつた行為について、一般消費者による自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保する上で必要があると認めるときは、第一号に掲げる者に対し、第二号に掲げる事項を書面により通知することができる。ただし、措置命令に係る行政手続法第三十条の規定による通知又は第十五条第一項の規定による通知をした後は、この限りでない。

一 次に掲げる者

- イ 当該疑いの理由となつた行為をした者
- ロ 当該疑いの理由となつた行為をした者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- ハ 当該疑いの理由となつた行為をした者が法人である場合において、当該法人から分割により当該疑いの理由となつた行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- ニ 当該疑いの理由となつた行為をした者から当該疑いの理由となつた行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた者

二 次に掲げる事項

- イ 当該疑いの理由となつた行為の概要
- ロ 違反する疑いのあつた法令の条項
- ハ 次条第一項の規定による認定の申請をすることができる旨

（影響是正措置計画に係る認定の申請等）

第三十一条 前条の規定による通知を受けた者は、疑いの理由となつた行為による影響を是正するために必要な措置を自ら策定し、実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする措置（以下この条及び第三十三条第一項第一号において「影響是正措置」という。）に関する計画（以下この条及び同号において「影響是正措置計画」という。）を作成し、これを当該通知を受けた日から六十日以内に内閣総理大臣に提出して、その認定を申請することができる。

- 2 影響是正措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 影響是正措置の内容
 - 二 影響是正措置の実施期限
 - 三 その他内閣府令で定める事項
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その影響是正措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 影響是正措置が疑いの理由となつた行為による影響を是正するために十分なものであること。
 - 二 影響是正措置が確実に実施されると見込まれるものであること。
- 4 第二十七条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。
- 5 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その影響是正措置計画が第三項各号のいずれかに適合しないと認めるときは、これを却下しなければならない。
- 6 第二十七条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による処分について準用する。この場合において、同条第五項中「認定書」とあるのは、「不認定書」と読み替えるものとする。
- 7 第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る影響是正措置計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。
- 8 第三項から第六項までの規定は、前項の変更の認定について準用する。

（影響是正措置計画に係る認定の効果）

第三十二条 第七条第一項及び第八条第一項の規定は、内閣総理大臣が前条第三項の認定（同条第七項の変更の認定を含む。次条において同じ。）をした場合における当該認定に係る疑いの理由となつた行為については、適用しない。ただし、次条第一項の規定による当該認定の取消しがあつた場合は、この限りでない。

（影響是正措置計画に係る認定の取消し等）

第三十三条 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三十一条第三項の認定を取り消さなければならない。

- 一 第三十一条第三項の認定を受けた影響是正措置計画に従つて影響是正措置が実施されていないと認めるとき。
- 二 第三十一条第三項の認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明したとき。
- 2 第二十七条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による第三十一条第三項の認定の取消しについて準用する。この場合において、第二十七条第五項中「認定書」とあるのは、「取消書」と読み替えるものとする。
- 3 第一項の規定による第三十一条第三項の認定の取消しがあつた場合において、当該取消しが第十二条第七項に規定する期間の満了する日の二年前の日以後にあつたときは、当該認定に係る疑いの理由となつた行為に対する課徴金納付命令は、同項の規定にかかわらず、当該取消しの日から二年間においても、することができる。

（権限の委任等）

第三十八条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～11 （略）

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（消費者庁長官に委任されない権限）

第十四条 法第三十八条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十二條第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

○ 一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示

（令和五年内閣府告示第十九号）

事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められるもの

景品表示法による表示規制の概要

